

# 平成25年度酪農関係事業予算の概要

農林水産省は1月29日、2兆2,976億円（対前年度比105.7%）となる平成25年度予算を公表した。このうち、畜産・酪農経営安定対策に1,770億円（同101.7%）、畜産業振興事業に176億円（同124.2%）が計上された。

## 1. 酪農経営安定のための対策

### (1) 加工原料乳生産者補給金（いわゆる「ゲタ事業」）

本事業は、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（不足払い法）に基づき、加工原料乳の生産者に対して指定生乳生産者団体（事業実施主体）を通じて補給金を交付することにより、加工原料乳地域の生乳の再生産の確保と全国の酪農経営の安定を図ることを目的とする。平成25年度の所要額は22,743（前年度22,353）百万円、補給金単価は12.55（同12.20）円/kg、補給金交付対象数量（限度数量）は181（同183）万トンである。

### (2) チーズ向け生乳供給安定対策事業

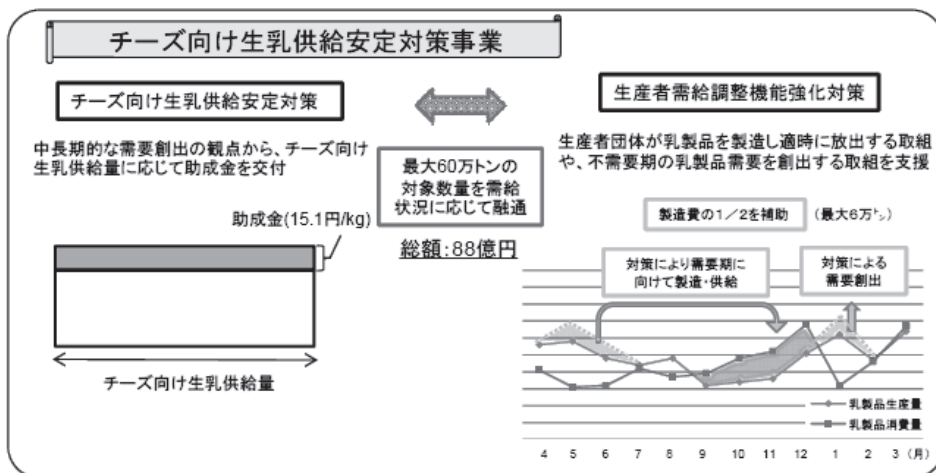
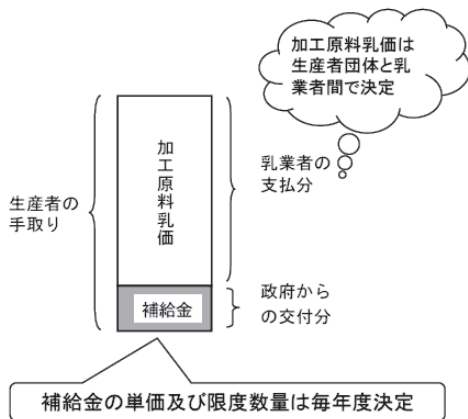
本事業は、チーズ向け生乳を対象に、チーズ生産と酪農経営の安定が図られるよう指定生乳生産者団体（事

業実施主体）を通じて助成金を交付する。また、生乳需給が短期間で変動する状況の中で、国産乳製品の安定供給に対するユーザーの強い要望にも応えるため、指定生乳生産者団体が乳製品を製造する取組を支援することを目的とする。

指定生乳生産者団体を通じて生乳生産者に、チーズ向け生乳供給量に応じて交付する助成金の単価は15.10（前年度14.60）円/kgである（チーズ向け生乳供給安定対策）。また、指定生乳生産者団体が乳製品を委託製造し、適時に放出する取組や、不需要期の乳製品需要を創出する取組に対し、6万トンを上限に製造費の一部を補助する（生産者需給調整機能強化対策）。なお、平成25年度の所要額は両対策を合わせて8,767（前年度8,767）百万円で、対象生乳量は最大60万トンである。

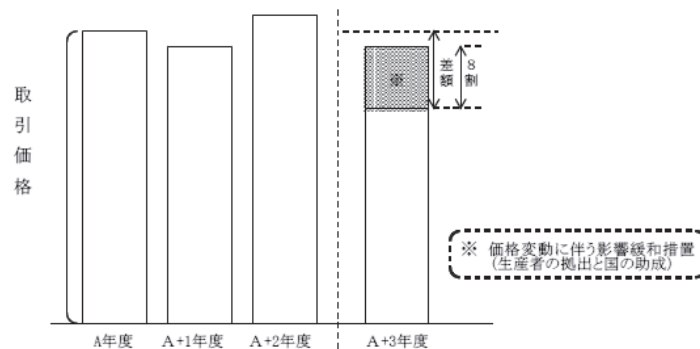
### (3) 加工原料乳等生産者経営安定対策事業（いわゆる「ナラシ事業」）

本事業は、加工原料乳価格及びチーズ向け生乳価格が需給変動等により低落した場合に、生産者の抛出と国の助成金とによる生産者積立金によりその一定部分を補てんし、加工原料乳生産者補給金制度及びチーズ向け生乳供給安定対策事業と一体となって、酪農経営の安定を図り、もって生乳の再生産の確保及び牛乳乳製品の安定供給に資することを目的とする。



具体的には、指定生乳生産者団体が事業実施主体となり、加工原料乳価格及びチーズ向け生乳価格が、過

去3年間の平均取引価格（補てん基準価格）を下回った場合に、その差額の8割を生産者に交付する。



#### (4) 持続的酪農経営支援事業

本事業は、持続的な経営を行う酪農家の経営安定を図ることを目的とし、飼料作付面積を確保し環境負荷軽減に取り組んでいる酪農家に対して、飼料作付面積に応じた交付金を交付する（所要額 6,229 百万円）。交付対象者の要件は、飼料作付面積が北海道で 40a / 頭以上、都府県で 10a / 頭以上で、環境負荷軽減に取り組んでいることであり、交付金単価は飼料作付面積 1 ha 当たり 15 千円である。

## 2. 畜産業振興のための事業

### (1) 酪農経営安定対策補完事業

本事業は、酪農ヘルパーの傷病時利用の円滑化や酪農ヘルパーを活用した地域の生産基盤の強化等を支援（酪農経営安定化支援ヘルパー事業）するとともに、牛群検定による純タンパク含量やボディコンディションスコアの収集・活用、未經産雌牛の遺伝子情報を用いた遺伝的能力評価の実施により、生乳の生産効率向上を推進（牛群検定システム高度化支援事業）することを目的とする。

酪農経営安定化支援ヘルパー事業では、都道府県団体あるいは民間団体を事業実施主体、所要額（補助率）を 403 百万円（定額、1 / 2 以内、2 / 3 以内）とし、傷病時の酪農ヘルパー利用の円滑化、酪農ヘルパー要因の雇用環境の整備、酪農ヘルパーを活用した生産基盤の強化などの取組を支援する。牛群検定システム高度化支援事業では、都道府県団体を事業実施主体、所要額（補助率）を 415 百万円（定額、1 / 2 以内）とし、乳質の向上、生産効率の向上、遺伝子情報を用いた遺伝的能力の向上などの取組を支援する。

### (2) 酪農生産基盤回復緊急支援事業

本事業は、都府県の生産者集団が行う生産基盤の維

持・回復を図るための意欲ある取組を支援することにより、生産意欲を喚起・増進するとともに、地域の乳牛飼養頭数の減少を食い止め、地域に応じた特色ある酪農を推進し、生産基盤の回復を図り、生乳生産の維持・拡大に資することを目的とする。

民間団体を事業実施主体、所要額（補助率）を 1,003 百万円（定額、1 / 2 以内）とし、都府県の生産者がまとめて策定する地域酪農生産基盤回復計画に基づき行う、円滑な乳牛継承の推進、緊急増頭対策、暑熱対策の実施推進、繁殖・生産性の向上、乳製品製造技術の向上及び販売先確保、生産者自らによる特長ある生乳の品質向上と販売先確保などの取組を支援する。

### (3) 加工原料乳確保緊急対策事業

猛暑、東日本大震災、配合飼料価格高騰など厳しい生乳生産環境が続く中、国内の実需者から国産の脱脂粉乳やバターの安定的な供給が求められており、その原料となる加工原料乳の確保が緊急の課題となっている。

このため本事業では、単年度の緊急対策として、生産者による今後の生乳生産に関する計画を踏まえて生産者団体、乳業者等により行われる加工原料乳の確保に向けた取組を支援することにより、加工原料乳確保の安定化を推進し、国産の脱脂粉乳・バターの安定供給を図ることを目的とする。

指定生乳生産者団体を事業実施主体、所要額（補助率）を 543 百万円（定額）とし、酪農家が作成する今後の生産に関する計画を踏まえて乳業者等とともに加工原料乳の安定確保に向けた取組を行う指定生乳生産者団体に対し、加工原料乳出荷乳量に応じて交付金（0.30 円 / kg）を交付する。